有機フッ素化合物汚染に関する意見書

環境省の調査等において、全国各地の水道水源等で暫定目標値を超過する有機フッ素化合物 (以下、「PFAS」という)が検出され、また、そのことが広く報道されている。

本市の上下水道局が令和3年に行った調査では、本市の第3水源の井戸の原水及び相模が丘配 水場の浄水から暫定目標値を超える値が検出され、現在、第3水源の井戸は取水停止となってい る。

本市の水道事業における取水停止前の地下水割合は約85%で、おいしい地下水のまちとして 多くの市民に好評を得ているが、そのような中での地下水の有機フッ素化合物汚染は深刻であり、 その対策が求められる。

よって、本市議会は、国に対し、国の責任において次の事項を求める。

- 1 河川及び地下水の有機フッ素化合物汚染の原因を究明し、適切な対策を講ずること。
- 2 現在、水質汚濁防止法の要監視項目、水道法の水質管理目標設定項目となっているPFOS、 PFOAについて、それぞれ環境基準及び水質基準を設定し、規制項目とすること。
- 3 地方公共団体が行う有機フッ素化合物調査及び対策に係る経費について、財政的措置を講ず ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

内閣総理大臣 臣臣臣臣 厚生労働大臣 環境大臣 環境大臣 衆議院議長

座間市議会議長 熊 切 和 人